

議案第64号

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表102の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。